

## 鈴鹿医療科学大学 遺伝子組換え実験安全管理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学遺伝子組換え実験安全管理規程第5条に基づき、遺伝子組換え実験安全管理委員会（以下「委員会」という）の業務構成運営等を定め、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という）における遺伝子組換え実験を行う研究及び教育が安全かつ適切に行われ、委員会が円滑に運営されることを目的とする。

### (業務)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について調査・審議し、これらの事項に関して学長等に対し、助言又は勧告するとともに、必要に応じ安全主任者及び実験責任者に報告を求めることができる。

- (1) 実験に係る学内規程等の制定・改廃に関する事項
- (2) 実験計画の関係法令及びこの規程に対する適合性の審査に関する事項
- (3) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- (5) 学内の連絡調整に関する事項
- (6) その他実験の安全確保に関する必要な事項
- (7) その他委員会が必要と認めたこと

### (構成・任期)

第3条 委員会は学長の指名する若干名の本学教員により構成する。

- 2 委員長は学長が指名する。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 任期は2年とし、再任を妨げないこととする。

### (運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 議長に事故等があるときは、あらかじめ定めた者が議長の職務を代行する。
- 3 委員会は原則として、年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。
- 4 委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### (事務局)

第5条 委員会に関する事務は大学事務局研究振興課が担当する。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会で発議し、大学協議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年6月24日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年3月18日に改正し、施行する。